

2025年11月19日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙織

2026年度県予算編成に関する申し入れ(第一次)

はじめに

前石破政権は発足からわずか 1 年で退陣となり、自民党の中でもタカ派・靖国派として知られる高市新政権が発足しました。四半世紀以上にわたり連立政権を組んできた公明党でさえ、連立を離脱せざるを得なくなった一方、日本維新の会と 12 項目におよぶ「連立政権合意書」を結び、自民・維新連立政権が誕生しました。合意の内容は、民主主義破壊の衆院比例定数削減や憲法改正、安保三文書や大軍拡の前倒し実施、スパイ防止法策定、医療費4兆円削減など、国民要求とは真逆の政策のオンパレードであり、戦後最も危険な政権と言わざるを得ません。参院選では維新も声高に叫び、多くの野党が公約していた消費税減税や企業・団体献金禁止など、国民の要求は後景に迫り、今後あらゆる分野で国民との矛盾が広がることは必至です。

東日本大震災と福島第一原発事故から、来年 3 月で15年の節目を迎えます。今年6月、復興加速化第14次与党提言をもとに、政府は「復興基本方針」を閣議決定しました。今方針は、避難指示が解除されていない帰還困難区域への自由な立ち入りを認める一方で、被ばく管理を個人の自己責任とする内容や、除去土壌の全国での再生利用促進、食品摂取基準の見直し等を盛り込みました。今後この方針が具体化されれば、帰還困難区域の「除染なし解除」につながるなど、事故も被害も事実上終わったことにされかねません。また、原発回帰へと舵を切った「第7次エネルギー基本計画」により、原発新增設や60年を超える老朽原発の再稼働が進められれば、原発事故を繰り返す危険性が高まることは必至です。県は、「県民の復興」を中心に据え、原発事故を二度と繰り返させないため、県民・被災者の立場で国と対峙し、1日も早い原発ゼロの実現に役割を果たすときです。

世界各地で温暖化による豪雨や猛暑、海面上昇などが大問題となり、日本でも毎年のように災害が多発しています。特に災害級の猛暑対策は喫緊の課題となる中、学校体育館へのエアコン設置は、教育環境整備としても、災害時の避難所環境改善としても急務です。国に災害対策予算の抜本拡充を求めるとともに、県としても国の施策を積極的に活用し、緊急課題と位置付けて取り組むことが求められます。

国政選挙での新興政党の伸長などにより、排外主義の風潮が急速に広がっています。外国人を敵

視し、差別と分断をあおることは、多様性を認め合い人権を尊重する共生社会に逆行します。全国知事会が「青森宣言」で述べているように、「争いよりも対話、異なる意見を尊重し…排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」ことが重要です。

県民一人ひとりの暮らしと生業応援のあたたかい県政、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現へ、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、県民の暮らし応援を最優先に、医療・福祉・教育の充実、生業の支援を

- 1、高市自民・維新の連立政権は、アメリカトランプ政権言いなりに、防衛力を抜本的に強化すると宣言し、防衛予算を GDP 比 2%の前倒し実施を表明したが、これは 11 兆円に相当する。さらに、トランプ政権が求める GDP 比 3.5%となれば 21 兆円規模になる。東アジアの緊張をあおり、国民の暮らしをさらに押しつぶす憲法違反の大軍拡方針を撤回するよう政府に求めること。大軍拡を中止し、国民向けの社会保障、中小企業、農業、教育予算を大幅に増額するよう国に求めること。
- 2、物価高騰から国民の暮らしを守るため、消費税減税とインボイス廃止、中小企業を直接支援しながら労働者の賃金引上げ、マクロ経済スライドを廃止し年金額を上げるよう国に求めること。
- 3、全国に比べて深刻な本県の医師不足を解消し、医師の増員、看護師など医療スタッフや介護職員などケア労働者の報酬の引上げを行うこと。物価高騰に見合う医療機関と介護事業所への報酬引上げを早期に実施するよう国に求めること。
- 4、病床削減や OTC 類似薬の保険外しなど医療費4兆円削減方針は、撤回するよう国に求めること。高齢者と現役世代との分断をあおる全世代型社会保障改革を抜本的に見直し、国庫負担を増やし国民皆保険制度を崩壊させないこと。
- 5、高市政権は、石破政権で打ち出した米の増産から減産へ方針転換しようとしているが、主食の米に国が責任を持ち、そのための農産物の価格保障・所得補償を国に求めること。本県の農業・林業・水産業の再生・充実を図るため、県の農林水産予算を拡充すること。
- 6、不登校の急増への対応、本県独自の30人・30人程度の少人数学級の推進、深刻な本県の教員不足解消、教育費の保護者負担の軽減、学校施設などの教育環境整備を図るため、県の教育予算を大幅に拡充すること。
- 7、気候危機対策は本県でも喫緊の課題である。CO2を削減するため、石炭火力発電の廃止を事業者にとともに、頻発する災害対応への予算を大幅に拡充すること。県民の安全・安心を確保するため、県の公共施設等の維持管理費を大幅に拡充すること。
- 8、国の「原発回帰」を許さず、すべての原発事故対応に国と東京電力が最後まで加害責任を果たすよう求めること。除去土壌の再生利用については、住民合意を前提とすること。原発ゼロへの転換、安全な廃炉作業、避難者への長期に渡る支援を継続するよう国・東京電力に求めること。
- 9、原発事故以降、課題が顕著になっている人口減少、少子化対策、若者支援については、県内での雇用確保と定着を図るため、中小企業を直接支援し最低賃金を全国一律1,500円へ引き上げること。子育て世代の負担軽減を図るなど、県内で安心して働き、生活できるよう様々な対策を講じ

ること。

- 10、全国知事会が「青森宣言」で示したように、外国人や日本人を含めていかなる排外主義も許さず、人権を守り多様性を認め合う共生社会の実現を、高市新政権に対し要請すること。
- 11、ジェンダー平等に対するバッシングを許さず、世界から遅れている女性の人権を保障するため、旧姓の通称使用にとどめず選択的夫婦別姓の早期実施、男女賃金格差の是正を国に求めること。県としても、同性婚などパートナーシップ制度をさらに推進すること。
頻発する県職員の不祥事の要因にもなっている性暴力の根絶と包括的性教育を各部局で推進すること。
- 12、すでに、世界でもさまざまな弊害が指摘されているデジタル活用については、特に教育分野での制限を含め、デジタル推進一辺倒を見直すこと。
- 13、警察職員の勤務時間管理が適切でないとして、裁判が起こされていることを重く受け止め、適正管理できるシステムを構築し、勤務実態に見合う残業代を支払うこと。

二、福祉型県政への転換を

高市政権の下で社会保障の切り捨てを声高に叫ぶ維新を取り込んだことで、医療費年間 4 兆円削減をはじめとする各種福祉施策の改悪計画が一気に進行することが懸念されている。物価高騰から県民生活を守る上で福祉施策の推進は不可欠であり、原発事故の被災県としても、他県に先駆け進行する少子化対策としても、福祉型県政への転換が求められている。

(1) 県民の命と健康を守る医療、保健の充実を

- 1、11 万床の病床削減、O T C 類似薬の保険外しは、必要な医療提供を阻害し国民、県民の医療を受ける権利を侵害することから、県として国に中止を求めること。
- 2、県内の病床削減については、医療機関の希望を全て受け入れるのではなく、必要病床は余裕をもって確保し、予期せぬパンデミック等にも対応できる体制を維持すること。
- 3、全国的に 6 割を超す病院で経営赤字に陥っている深刻な現状改善、処遇改善のため、緊急に診療報酬引き上げを行うよう国に求めること。
- 4、新たな地域医療計画の策定に当たっては、病床削減ありきではなく、医療圏毎に必要な医療提供体制を構築すること。その際、産科、小児科の医師不足解消に特別の対策を講じること。
- 5、人口当たりの医師数が依然として全国平均を下回る現状を改善するため、福島医大の学生定数を更に増やすこと。他県からの派遣を含め、医師確保に全力を挙げること。
- 6、双葉地方に整備を進める拠点病院については、県全体の医師をはじめとする医療人材の確保の立場に立ち、後年度に負担を課すような過度な施設整備を先行させるのではなく、真に必要な診療科目と病床の整備に留めること。
- 7、難病や特定疾患の診療に当たれる専門医の育成を進め、医療圏毎の配置で県民の医療要求に対応すること。
- 8、移転改築される県衛生研究所については、新たな感染症等にも対応できる人材と設備を配置す

ること。

- 9、保健所の保健師をはじめ人員を増員し、保健衛生行政の拡充を図ること。
- 10、がん検診、各種健診の県の受診率目標達成のための市町村への支援策等、県民の健康増進に関する事業費を大幅に増額すること。
- 11、県民の健康づくり支援は、県民健康アプリの活用促進とともに、健康増進に関する啓もう活動を強化すること。
- 12、難病、特定疾患の医療費助成制度の周知を強化し、対象となる人に漏れが無いようにすること。
- 13、トラブルが絶えないマイナ保険証は廃止を国に求めること。資格確認書は全世帯への発行に向け市町村を支援すること。
- 14、国保税滞納世帯に対し窓口 10 割負担となる特別療養費の扱いについては、本人の申し出により 3 割負担が適用されることを周知し、機械的に 10 割負担としないよう市町村を支援すること。
- 15、国保事業で財政調整基金や繰越金があっても、国保税の統一化のための準備が必要として、国保税を引き上げる市町村が少なくない。県国保運営方針の 2029 年国保税統一化は見直すこと。

(2)介護保険事業など高齢者福祉の拡充を

- 1、訪問介護事業所が 1 つもない自治体が今年 1 月時点で県内 13 町村あり、介護を受けられる体制の弱体化が大きな社会問題化している。訪問介護事業所が無い町村については、社協が事業の担い手となれるよう特別の支援を行うこと。
- 2、介護職員不足打開のため、介護職員の処遇改善に向けた介護報酬改定の前倒し実施を国に求めること。
- 3、高齢者の認知症予防効果が高い補聴器購入補助を、県として実施し先行実施の市町村を支援すること。
- 4、県内でも既に実施する自治体があるが、公共交通を利用する高齢者への移動支援を実施し、社会参加の促進、通院、買い物のための外出時の不安を解消すること。
- 5、介護保険事業の中で、要介護 1、2 を市町村総合支援事業に移行することは行わないよう国に求めること。
- 6、後期高齢者医療保険の被保険者負担が 2 割に引き上げられた高齢者から、2 倍の負担は余りに大きく受診を控えざるを得ないと悲鳴が上がっている。自己負担は 1 割負担に戻すこと。
- 7、本県の深刻な介護職員不足解消のため、県の責任で介護職員養成機関を県北に復活させること。

(3)安心して子どもを産み育てられる環境整備を

- 1、出産、育児、教育に係る保護者負担原則ゼロをめざし、国の財政負担を求め、市町村との連携を強化すること。

- 2、若者が希望をもって働き、結婚や子育てを選択できる社会の形成に向け、全国一律最低賃金 1500 円の早期実現を国に求め、県も賃上げ支援を行うこと。
- 3、県が今年度から拡充した住宅セーフティネット制度の適用拡大に向け、市町村への周知を徹底すること。
- 4、保育士の処遇改善のため、公定価格を大幅に引き上げるよう国に求めること。
- 5、認可保育所の 1、2 歳児を扱う保育士配置基準の引き上げを国に求めるとともに、県独自の支援策を講じること。
- 6、3 歳未満児を含む全ての児童の保育料無償化を県として実施し、子育て世帯を支援すること。保育所の給食費についても保護者負担を解消するよう市町村を支援すること。
- 7、出産祝い金は実施の有無を含め市町村間に大きな差が生じている。少子化対策の一環として、県の祝い金制度を創設すること。
- 8、学童保育に関わる支援員の処遇改善を図るため、県が独自の支援策を講じるとともに、国の処遇改善加算の適用事業所拡大に向け、県の支援を強化すること。県の担当職員を専任とし、増員すること。
- 9、発達障害、及び準じられる児童の割合が増加していることを踏まえ、発達診断の強化、保健師による適切な指導を強化すること。
- 10、中央児童相談所の移転改築に当たっては、児童福祉司の適正確保、子育て相談のセンターにふさわしい専門職員を配置し、全県の中核機能を持つ施設とすること。

(4)障がい者福祉の拡充を

- 1、県が策定した障がい者福祉増進のための条例の周知を図るとともに、障がい者差別解消法に基づき民間にも義務化された合理的配慮が徹底されるよう制度の周知徹底を図ること。
- 2、障がい者支援を担当する県の担当職員を増員すること。
- 3、今年開催のデフリンピックで本県がサッカーの開催地となったことを契機に、手話言語条例に基づく聴覚障がい者への県民の理解促進に努めるとともに、手話の活用を広げること。県採用の手話通訳士を正規採用とし、増員すること。聴覚支援学校で手話を言語として学べるよう正規のカリキュラムに組み込むこと。
- 4、災害時の障がい者の個別避難計画策定について、市町村を支援すること。
- 5、障がい者総合支援法の報酬基準を大幅に引き上げ、職員の処遇改善を図るよう国に求め、県としても独自の支援を行うこと。
- 6、障がい者作業所への優先調達を拡大し、仕事確保を支援すること。
- 7、障がい者の法定雇用率を順守するよう県内事業者を支援するとともに、県の全機関で達成すること。
- 8、難病患者の雇用に目標を持って取り組む山梨県に学び、本県も難病患者の県職員雇用に取り組むこと。

(5)低所得者支援の拡充を

- 1、生活保護費の基準額を引き上げるよう国に求めること。
- 2、生活保護は権利であることを広く県民に周知すること。生保適用の障害となっている車の保有については、公共交通の弱体化が進んでいること、生活必需品となっていることから、保護世帯の自立を促す立場からも、原則認めるよう国に基準の見直しを求めること。県は周辺部の町村を担当する実施機関として、車保有を適宜認めること。
- 3、異常気象の下、県としてエアコン設置補助を行うこと。生保世帯のエアコン設置は、一時扶助として扱うこと。
- 4、生活福祉資金の返還困難な世帯については、返還免除とすること。福祉資金の積極的活用で生活を支援すること。
- 5、低賃金、不安定雇用の若者を支援するため、公営住宅への単身若者の入居を認め、県のセーフティネット制度に単身若者を対象に加え市町村を支援すること。

三、気候危機から県民のいのちと暮らしを守り、災害に強い県土に

世界各地で豪雨・台風・熱波・干ばつ・森林火災・海面上昇などが大問題になり、日本でも災害が多発し大きな被害を与えている。

(1)避難所の環境整備と災害弱者支援について

- 1、7月30日にロシア・カムチャツカ半島付近の大地震・津波避難は、猛暑の中での避難となった。避難所となる公共の体育館や学校の体育館等、エアコン設置が一気に進むよう国に予算確保を求め、市町村を支援し県も推進すること。スポットクーラーを緊急に配備するよう市町村を支援し県も行うこと。
- 2、約7割の県立高校が避難所に指定されているが、エアコン設置計画はない。国の「緊急防災・減災事業債」を活用し早期のエアコン設置を進めるとともに、国の同制度を継続するよう求めること。
- 3、停電時の避難所電源確保のため、自家発電設備、太陽光発電設備等を優先的に整備し避難所はエアコン設置を必須要件とすること。
- 4、避難所の国際基準であるスフィア基準を面積や備蓄等で満たせていないとする市町村が多数を占めていることから、現状の改善を図れるよう、市町村への支援を強化すること。
- 5、「TKB48」に向け、洋式トイレ、温かい食事、ベッドを 48 時間以内に設置するなど事業者と結んだ協定を機能させること。避難所運営や災害対応のスタッフに女性職員を配置するとともに、人権に配慮した避難所運営に努めること。
- 6、車がない、歩行が困難、夜間の避難が難しい高齢者や障がい者の避難については、要支援者の情報を自主防災組織と共有し、早期の避難支援が可能となる仕組み構築に向け市町村を支援すること。

- 7、福祉避難所の積極的活用と当事者・施設・行政を含めた避難訓練の実施に市町村と協力して取り組むこと。
- 8、県の防災備蓄については、孤立しやすい地区への分散保管と市町村を含め十分な量を確保すること。

(2)地球温暖化と防災・減災・環境保全対策について

- 1、台風の大型化や線状降水帯の発生による水害対策として、日常的な河川管理を強化するため、河川の管理基準の策定や随時見直しで定期的な浚渫を行い、豪雨時の流量を確保すること。また、適切な遊水池の設置、田んぼダムの整備を促進すること。そのため、国に財政支援を求めること。
- 2、大規模災害発生の危険が増大する下で、県の林地開発許可基準の見直しを行うとともに、大本にある国の基準見直しを求めること。土砂災害防止対策を事業者適切に指導できる専門家を県に配置すること。

2023年に盛り土規制法ができたが、法整備以前の発電設備についても、県として安全対策を事業者を求めること。

- 3、道路や河川などの草刈りは、高齢化など地域力低下で困難になっている。交通安全や水害対策、クマ対策としても強い要望になっていることから、事業者間の共同受注を推進するなど、維持管理予算を大幅に増額すること。
- 4、全国で道路陥没の危険箇所が4,739カ所、陥没の恐れが高い箇所は119カ所にのぼると発表された。本県の危険箇所の再点検を行い早期の補修に取り組めるよう、予算を抜本的に増額すること。
- 5、国連気候変動枠組み条約第30回締約国会議(COP30)が、11月10日ブラジルのベレンで開幕した。米トランプ政権が「パリ協定」からの離脱を決める中、各国が結束できるかが焦点になっている。世界5位のCO2排出国である日本政府は2月、35年までに13年度比60%削減の目標を提出しているが、これは産業革命前から1.5度以内におさえるとした「パリ協定」に見合う目標からは程遠い。

CO2の最大の排出要因になっている石炭火発の早期廃止を国に求め、県も石炭火発の廃止を電力事業者に要請すること。

- 6、発がん性が疑われるPFASが本県河川からも暫定基準値を超えて検出された。河川だけでなく、上下水道、井戸など検査箇所を増やすこと。国が今後決定する基準値は、50ナノグラム/ℓより厳しい国際基準に合わせること。

四、原発推進許さず、安全着実な廃炉、避難者支援、県民本位の復興を

(1)原発事故対応について

- 1、温暖化対策を口実にした原発再稼働や新增設を許さず、核を利用した発電はやめるよう国に求めること。再エネ推進を阻む原発依存から脱却するため、再エネの出力抑制はやめ、再エネ促進

への転換を国に求めること。

- 2、廃炉作業は今後高レベル核廃棄物を扱う作業が多くなることから、作業員の被ばく防止の安全対策を講じること。国主催「廃炉に関する対話」の開催日時の周知強化と来年度以降の継続を求めること。
- 3、政府と東京電力は柏崎刈羽原発の一刻も早い再稼働を狙っているが、新潟県民は7割が再稼働に不安を感じており、再稼働中止を求めること。県は東京電力に対し、今後も長く続く福島第一原発の廃炉作業に集中するよう求めること。
- 4、デブリの本格的な取り出しが先送りされたことを踏まえ、廃炉のロードマップの見直しを国に求めること。
- 5、地質の専門家など広く英知を集め、汚染水発生抑制の抜本対策に取り組むよう国と東京電力に求めること。ALPS処理水の海洋放出は、炭素 14 の健康への影響や安全性の研究途上であることから、放出中止を国と東京電力に求めること。汚染水処理の過程で発生する高濃度放射性汚泥・スラリーの保管容量はすでにひっ迫しており、早急な保管場所の確保を国と東京電力に要請すること。
- 6、中間貯蔵施設の除去土壌再生利用について、8000 ベクレル以下のものは国が最後まで責任を持って管理すると説明しているが、住民の不安は払しょくできていない。住民合意のない除去土壌の再生利用は行わないよう国に求めること。除去土壌の取扱い、地権者や県民・国民の意見を広く聴く機会をつくるよう国に求めること。
- 7、放射線量が放射線管理区域基準の4万ベクレルを超える農地が各地にあることから、農作業の安全確保については、雇用された作業員に限定せず、農家に対しても国が責任を持ち低減対策に取り組むよう求めること。
- 8、震災・原発事故に関する公文書の保管についての基準を明確にすること。保管場所も確保すること。原発事故の特異性や被害の実相を刻銘に記した災害関連死に関する公文書を保管するよう市町村を支援すること。

(2)避難者支援と復興について

- 1、原発避難者の命綱である医療・介護の窓口負担と保険料減免の打ち切りは撤回し、減免継続・再開を国に求めること。
- 2、国家公務員宿舎に避難する住民への追い出し裁判はやめ、今後も提訴や調停の申し立ては行わないこと。
- 3、帰還を希望する避難者が戻れるよう、帰還者支援を移住者支援並みに拡充すること。
- 4、帰還意思の有無にかかわらず、帰還困難区域の除染を早期に実施するよう国に求めること。除染なしの帰還としないよう国に求めること。
- 5、帰還住民ほど精神的な不安を感じているという調査結果をふまえ、帰還住民のメンタルケアと生活環境整備を強化すること。社会福祉協議会に委託している原発避難者の生活相談事業につい

て、生活支援相談員を十分に確保し対応できるよう、事業の充実を国に求めること。

- 6、イノベ関連事業は、地元の企業や雇用に寄与するものとする。浪江町に建設予定のF-REIは、軍事研究拠点にされかねず、建設費も運営費も莫大な予算がかかることが想定されることから、必要性そのものを見直すよう国に求めること。
- 7、地元中小事業者が復興事業などの公共事業に関われるよう、入札参加要件の緩和など原発事故の特異性に考慮した仕組みを構築すること。
- 8、避難区域の農業再生にあたっては、補助金ありきの計画ではなく、農家の希望を尊重する支援に重点を置くこと。
- 9、避難区域で農業再生できない遊休農地については、引き続き草刈り等の事業を期間限定せずに補助対象とすること。

五、商工業、農林水産業の振興について

(1) 商工業の振興と雇用対策について

- 1、企業が地域循環・生活密着型の公共事業や住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組むことができるよう支援すること、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努め、分離発注を広げること。入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できる仕組みを県としてつくること。
- 2、元請け企業による「優越的地位の乱用」や下請けいじめをやめさせ、中小企業への支援を強めること。フリーランスにも雇用保険や労災保険などの整備を国に求めること。
- 3、省エネ住宅建設を支援し、省エネ補助金の申請手続きの簡素化を図ること。リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 4、中小企業を直接支援し全国一律最低賃金時給 1,500 円の早期実現を求め、県独自の支援対策を行うこと。「業務改善賃上げ応援補助金」については、いわき市と同様に、県も上乘せ支援を行うこと。
- 5、高市政権は世界の流れに逆行し、さらなる長時間労働を可能にする労働基準法改悪を狙っているが、すでにヨーロッパでは、1日7時間・週 35 時間労働が当たり前になっている。誰もが人間らしく「自由な時間」を持つことができるよう賃上げと一体の労働時間の短縮を国に求めること。
- 6、観光はインバウンド頼みだけでなく、価値観の多様化に伴う観光資源の発掘を進めること。

(2) 農林水産業の振興について、

- 1、食料・農業・農村基本法の改定により、食料自給率の目標は事実上棚上げされた。国に対し、ミニマムアクセス米の輸入中止、38%まで落ち込んだ食料自給率を 50%へ早期回復し 60%を目指すよう求めること。県は農業県にふさわしく自給率向上の目標を明確にし、県独自の自給率の目標をもって取り組むこと。
- 2、国連家族農業年の折り返しの年になったが、大規模集約化だけでなく家族経営を支援すること。

- 3、稲作農家が安心して増産体制に入れるよう、生産者の価格保障・所得補償制度の確立、戸別所得補償の復活を国に求めること。県独自でも 80 数億円で可能な戸別所得補償を実施すること。
- 4、飼料や資材の値上がりが続く畜産業については、価格高騰対策支援を継続すること。原発事故の影響で自家飼料の活用が進まない本県畜産農家への特別支援対策を講じること。
- 5、新規就農者支援をさらに拡大し、親元就農も支援対象に加えること。農業の担い手を広くとらえ、年齢要件を撤廃し、香川県などのように定年退職後に農業を希望する高年齢者も含め支援の対象とするしくみをつくること。
- 6、農業機械導入支援については、中古農機具も補助対象にし、初期費用の負担軽減につなげること。
- 7、稲作農家支援として、二本松市で行っているような農業機械の共同購入に対する補助を行うこと。稲作農家の離農を防ぐため県独自の支援を実施すること。
- 8、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 9、原発事故により滞る森林保全、県産材活用が進むよう検査体制の強化、活用可能な木材の選定等林業再生に向けた支援を強化すること。
- 10、クマ対策は12月の申し入れで詳しく求めたが、予算を拡充して県民の不安解消のため全力を尽くすこと。野生生物対策を強化し農作物の被害防止対策を強化すること。
- 11、耕作放棄地を増やさないなど、根本的な農林業政策を国に求めるとともに、県としても取り組むこと。
- 12、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）については促進させること。一般の農家と同様に天候や自然災害の影響を受ける事から、収量要件8割の在り方について検討するよう国に求めること。
- 13、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるようさらなる要件緩和を国に求めること。
- 14、漁業は、水揚げや価格の低下でまだまだ原発事故前のように戻っていない。漁業をはじめ水産業全体への支援をさらに強化すること。また、流通面での支援策も強めていくこと。
- 15、県水産業の再生に向け、「頑張る漁業支援」を充実・継続すること。
- 16、ALPS処理水海洋放出については漁業者の反対の立場は変わらない。積み上げてきた努力を踏みにじるようなことはあってはならず、引き続き海洋放出の一刻も早い中止を国と東電に求めること。

六、教育費の保護者負担の解消、教育の質の充実を

- 1、GDP比で公教育費の割合が、OECD加盟国の中で下位にある日本の教育費を大幅に引き上げ、教育費の保護者負担の解消、30人以下学級実現で、教育環境の改善、教職員を増員し働き方改革を進めるよう国に求めること。県も教育予算を大幅に増額すること。
- 2、教職員の働き方改革に逆行する給特法改定ではなく、教職員にも残業代を支払うよう制度の見

直しを求めること。

- 3、県独自の少人数学級は正規教員を充当することで完全実施すること。高校についても少人数学級を導入すること。
- 4、国は来年度に小学校の学校給食費無償化を実施する方針を初めて明らかにした。県は全額国庫負担とするよう国に求めるとともに、中学校の同時実施を求めること。国の中学校の無償化が実現するまでは、県の制度として実施すること。また、有機食材の活用等安全で良質な給食の提供に向け市町村を支援すること。
- 5、子どもたちを過度な競争に駆り立てる学力調査は国に中止を求めるとともに、県は参加しないこと。県の学力調査は中止すること。
- 6、不登校の児童生徒数が小、中学校だけでも 35 万人を超え、県内でも 4000 人を超えて過去最多となった。不登校の原因として学校に起因するものも増加していることを重く捉え、1 人ひとりの子どもに寄り添う教育への改善に努めること。オンライン学習や学校の外の居場所となる教育支援センターを全市町村に設置するなど、不登校児童生徒の教育を受ける権利を保障すること。また、保護者への支援策を講じること。
- 7、不登校児童生徒に個別対応するスペシャルサポートルームを学校ごとに設置すること。
- 8、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを各学校に常勤で配置し、個別支援、相談体制を強化すること。
- 9、スクールサポートスタッフを増員し、教職員の負担軽減を図ること。
- 10、物価高騰の下で、高校生のタブレット端末は県費負担とし、保護者負担を解消すること。
- 11、県として、義務教育の保護者負担の実態調査を行うとともに、算数セット等教育上必要な教材は、原則公費負担とし保護者負担を解消するよう市町村を支援すること。
- 12、就学援助制度の適用基準は生活保護基準の 1.5 倍まで適用すること。入学準備金の入学前支給、修学旅行費は事前に概算払いし後日清算することで、保護者の一時支払いを無くすよう全市町村を支援すること。
- 13、教育環境改善のため、県立高校の特別教室、体育館へのエアコン設置を急ぐとともに、国に交付金の満額交付を求めるなどして市町村の取り組みを支援すること。
- 14、全国で来年度の国公立大学学費値上げの動きが強まっている。国公立大学への国の運営交付金を大幅に増額し、学費値上げを抑制するよう国に求めること。同様に私学助成の増額で学費値上げを抑制すること。県立大学の学費を半額にし、県の給付型奨学金制度を創設すること。県の奨学金返還支援事業のさらなる周知に努め、定員を増やし事業費も大幅に拡充すること。
- 15、人権と健康に配慮した包括的性教育を行うこと。教職員の性加害事件を重く受け止め、再発防止に向けた取り組みを強化すること。その際に女性専門家の意見を反映させること。
- 16、特別支援学校の教室不足の解消、教員配置基準の見直し、通学費補助を行うこと。特別支援学級、通級児童生徒への個別支援を強化するため、教員と支援員の増員を行うこと。
- 17、いわき市南部への特別支援学校の開設を早期に行うこと。

七、ジェンダー平等の推進について

- 1、初の女性首相が誕生したものの、首相本人の政治姿勢はジェンダー平等に逆行するものである。ジェンダー平等・多様性を認めあう社会の実現を願う世論はこの数年間で急速に広がっており、県もその立場で施策を進めること。
- 2、国連や経団連などからも求められている選択的夫婦別姓の早期実施を国に求めること。同性婚を制度として認めるよう国に求めること。
- 3、1999年に国連で採択された女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう国に求めること。
- 4、商店や農家など自営業に欠かせない家族従業者の自家労賃を必要経費と認めない「所得税法第56条」の廃止を国に求めること。
- 5、人権を守る観点から、発達段階に応じた包括的性教育を推進すること。
- 6、雇用におけるジェンダー平等実現に向け県は、女性の正規職員の採用拡大、男女賃金格差の是正、女性が8割を占める会計年度任用事務職員の処遇改善と正規化に率先して取り組むこと。
- 7、県の女性管理職の目標15%は直ちに突破し、さらに目標を大きく引き上げること。政策決定に直接関与できる本庁の女性管理職の割合を明らかにし、向上させること。あらゆる政策決定の場に女性の比率を高めること。
- 8、市町村の災害対応の部署に女性職員を配置できるようにするなど、災害時の対応でも女性の視点が活きるように支援すること。
- 9、県が始めたパートナーシップ・ファミリーシップ制度を全市町村で実施するよう促すこと。
- 10、県立施設トイレへの生理用品配備を進めるとともに、全小中学校のトイレにも配備が進むよう市町村を支援すること。
- 11、アンコンシャス・バイアスの解消に向けたワークショップに取り組むなど、多くの県民が無意識の偏見に気づく機会を大幅に増やすこと。県民はどのような無意識の偏見を持っているのか、それがどのように改善されたのか系統的に調査し対策を講じること。

以上